

市営住宅を退去される方へ

市営住宅を退去される際の、入居者負担による住宅修繕、掃除、手続きなどについては次のとおりとなっています。重要事項ですので、必ず事前にご確認いただき手続きを行ってください。

【畳の表替え】

○表替えの後は養生シートで畳の表面を保護してください。

【ふすまの張替え】

○専門業者以外の張替えは認められません。

【障子の張替え】

○専門業者以外の張替えは認められません。

【網戸の張替え】

○専門業者以外の張替えは認められません。

【電球、蛍光灯、換気扇フィルターの交換、クーラー内部の清掃】

○照明の球切れや調子の悪いものについては交換してください。

【増築物・工作物の撤去】

・増築物、倉庫、TV アンテナ、光ケーブルなど（前入居者からの譲渡品を含む。）

【清掃・その他】

- ・庭の草取、生垣の剪定（1 m程度）
- ・釘やシールの撤去
- ・室内及び倉庫内の荷物の片付け
- ・全般的な清掃（室内、ベランダ、倉庫、住宅周辺など）
※詳細は別紙チェック表を参照
- ・排水口の清掃（台所、浴室、洗濯機、ベランダ）
※ベランダの排水溝、トラップなども清掃してください。
- ・玄関及び集合ポストのネームプレートの取外し
- ・破損しているガラスの交換
- ・便槽の汲取り

【入居者負担による修繕】

- ・カベの落書消し
- ・破損や傷んだ箇所の修繕（経年劣化によるものは除く。）
- ・排水の詰まり解消
- ・その他入居者の責に帰するもの

裏面へ続く→

【譲渡品】

- 入居者が設置した浴槽、給湯器・バランス釜、台所湯沸し器など次の入居者が使えるものについては譲渡品として住宅に残していくことを認めています。ただし、次の入居者が譲渡を拒否した場合は撤去(自己負担)していただきます。

【水道、電気などの利用休止の手続】

- 退去検査時に水道設備、照明などの確認を行うため、水道、電気の利用休止日は退去検査希望日以降に設定し、手続きを行ってください。
なお、清掃などが不十分の場合、退去検査が不合格になることがあります。その場合は、利用休止日の再設定が必要となります。

【退去検査について】

- 退去検査時には立会いをお願いします。退去検査合格日が退去日となります。

【鍵の返還】

- 住宅の鍵は、退去検査終了時に検査員にお返しく下さい。

【敷金の還付について】

- 入居時にお預かりした敷金は、退去後にお返ししますので、「敷金還付請求書」の提出をお願いします。
最後の月の日割家賃は、敷金から充当し、差額をお返しすることもできます。
なお、敷金の還付は、家賃納付の確認などのため、退去日から1か月程度かかりますのでご了承ください。

※ご不明な点につきましてはご連絡ください。

連絡先 水俣市役所 都市計画課 市営住宅係
TEL 61-1621 (直通)